

鎌 総 第 3156 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 7 日

鎌倉市議会議長

久 坂 くにえ 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）



議会受付番号	文書質問第 16 号
質問者	長嶋 龍弘 議員
答弁する者	<p>市長 (共創計画部 広報広聴課) (共創計画部 交通政策課) (行政経営部 公的不動産活用課) (防災安全部 総合防災課) (防災安全部 市民安全課) (健康福祉部 福祉総務課) (健康福祉部 高齢者いきいき課) (健康福祉部 障害福祉課) (まちづくり計画部 深沢地域整備課) (都市整備部 道水路管理課) (都市整備部 道路課) (教育部 教育総務課) (教育部 中央図書館)</p>

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 16 号の質問について、次のとおり答弁いたします。なお、質問の中に教育長所管部分が含まれているところですが、本文書質問が一体となっているため、当該部分については教育長から答弁していることを申し添えます。3(2)コ、(4)エ、(6)ア

1 質問の内容

2020 年 1 月 17 日に観光厚生常任委員会議員と鎌倉市身体障害者福祉協会との毎年行われている懇談会があった。別紙の改善してほしい内容についての要望を頂いたが、一昨年頂いた内容の中身が一向に改善されていない状況である。

特に「道路交通関係」の問題については、高齢者や子ども達を中心とした、多くの市民の皆様にとって共通する問題であり、市民の皆様の安全確保の為には早期に改善が求められる内容が含まれている。

道路交通関係以外の問題についても改善がはかれない状況は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の「生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現する」と言う目的の、第 1 条違反であると共に「SDGs 未来都市」としての責任放棄である。

別紙要望事項の改善をいつまでにどのようにするのかご回答いただきたい。

2 質問の理由

要望事項が改善されないと日々の生活の苦労は無くならないで早急な対応をして頂き、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現するため。

3 答弁

(1) 道路交通関係

ア 福祉施設には、屋内を含め点字ブロックの敷設して欲しい

(福祉総務課、高齢者いきいき課)

鎌倉市身体障害者福祉協会からの要望を受け、福祉センターにおいては、屋内の点字ブロックを敷設しました。また、老人福祉センターにおける点字ブロックの敷設については検討してまいります。

イ 自宅より駅まで、公共施設の周りの点字ブロックの敷設して欲しい

(道路課)

市では、視覚障害の方を公共施設等に安全かつ円滑に誘導するため、平成19年(2007年)3月に策定した「鎌倉市道路特定事業計画」に基づき、視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックの整備を進めてきており、歩道を有する道路については計画の半分以上の整備が完了しています。また、交差点内の歩道と車道の段差806箇所のうち約50%の段差解消を行うとともに点字ブロックの設置が完了しています。

この他に、歩道のない道路については、鎌倉市身体障害者福祉協会、警察及び地元自治町内会等と調整した上で、ラバーポール設置などの安全対策を講じながら点字ブロックの設置を行い、平成30年度には鎌倉駅西口から鎌倉市福祉センターまでの間の点字ブロックの整備を行いました。

なお、点字ブロックは、「鎌倉市道路特定事業計画」に基づき、特定旅客施設から官公庁施設、福祉施設、大規模店舗など高齢者、障害者が日常よく利用する施設までの特定経路に設置するもので、個人宅から駅までの間には設置しておりません。本市における特定経路は、JR 鎌倉駅、JR 大船駅、湘南モノレール湘南町屋駅、湘南深沢駅の4駅周辺の21路線となります。

ウ 鎌倉東口東急ストア前から丸七商店街前の道の凹凸無くして欲しい

(道路課)

御要望の鎌倉東急ストア前から丸七商店街前の歩道については、凸凹を解消するための改修に向け、施工可能な箇所から順次取り組んでまいります。

なお、以前から要望を頂いている歩道の縁石のカラー化については、令和2年2月に鎌倉市身体障害者福祉協会と立会を行い、施工箇所・色等を調整し、令和2年3月に実施する予定をしております。

エ モノレール大船駅改札口周辺の点字ブロックが、床と同一色で判ら無いため、色付けして欲しい（バス乗り場階段、歩道橋のへりも、色付けコントラストはつきりして欲しい）

(道路課)

湘南モノレール大船駅改札口周辺の鎌倉市が管理する点字ブロックについては、令和2年度からペデストリアンデッキの修繕工事を予定していることから、その工事に合せ、現在の基準に合ったものに改修してまいります。また、バス乗場への階段等の色付けについては、現在検討しております。

なお、改札口から大船駅に向かう通路の大部分は民間が管理する点字ブロックとなるため、管理者へ改修を要望しているところです。

オ 由比ヶ浜通りの歩道の凹凸（傾斜タイルやアスファルトの混在）を、無くして欲しい
(道路課)

由比ガ浜通り（県道311号鎌倉葉山）については、平成10年にモデル商店街整備事業として指定し、神奈川県藤沢土木事務所と市が協力して、地元と協議しながら電線類の地中化や歩道拡幅など、バリアフリーのまちづくりを進めてきました。県では、今後も用地取得できた箇所から歩道の整備に取り組んでいくと聴いております。歩道の修繕について市民の方から御要望をいただいた個所については、その都度県に対応を依頼しております。その際、タイルとアスファルトの混在による凹凸や不具合が生じないよう、県に要望してまいります。

カ 歩道の中に有るポールをぶつかっても痛くない四角から丸ポールに早急にして欲しい（学習センター前交差点、下馬交差点の四角柱ポール）

(道路課)

若宮大路（県道21号横浜鎌倉）の生涯学習センター（鎌倉駅入口）及び下馬交差点の歩道内に設置されているポールについては、平成30年に御要望をいただいた際に県に要望しております。また、令和元年も同様の御要望があったことから県へ要望するとともに、今後の予定について確認したところ、今年度については交換の予定はないとの回答をいただいております。御要望については、改めて安心して通行できる歩道となるよう県へ要望し、働きかけてまいります。

キ 歩道の中に車止めを設置しないでほしい

(道路課)

車止めは、車両等の歩道への進入を防止することにより、視覚障害者の方や歩行者の安全な通行の確保を図るため設置しています。

今後、歩道の中にある車止めについて、視覚障害者の歩行の妨げにならないよう点字ブロックを避けることや、やむを得ず設置する場合には車止めポールに着色するなど対策を講じてまいります。

ク 点字ブロックの上に自転車、商店の陳列商品、看板など置かない様に、関係者を指導、啓発して欲しい

(導水路管理課)

日常パトロールの中で、点字ブロックの上を含めた市道上に看板や商品が張り出している場合には適宜撤去の指導を行っています。

また、警察や都市景観課と合同で、定期的に特定の箇所をパトロールし、撤去の指導啓発を行っています。

引き続き、指導啓発を行うとともにSNS等も活用しながら、点字ブロックの上を含めた市道上に看板や陳列商品を置かないよう、啓発に努めてまいります。

ケ 駐輪場以外に駐輪をしないで欲しい（モノレール深沢駅下、点字ブロック上に、たくさん二重止めしている自転車、バイクなど注意喚起看板だけでなく、放置駐輪としての処置、人的対応、駐輪場の拡張して欲しい）

(市民安全課)

湘南モノレール湘南深沢駅の駅ホーム下の駐輪につきましては、自転車利用者に対して、注意喚起に関する看板の設置や注意札の貼付を行うことで、適正な駐輪を促すとともに、定期的に放置自転車対策を行う巡視員が自転車を整理しています。

当該駅周辺の自転車利用者には、歩行者等の妨げにならないようマナー啓発と巡回を強化していきます。

また、駐輪場の拡張については、こうした取組みを踏まえ駐輪需給の状況を注視しながら、機会を捉えて検討したいと考えております。

コ 観光のための景観優先ではなく市民の生活面重視の歩道の無電柱化（地中化）して欲しい

(道路課)

道路の無電柱化につきましては、歩行者の安全な通行の確保や都市景観形成の向上などの交通環境の改善に加え、災害時の防災性の向上等といったメリットがあることから、本市においても事業化を進めてきましたが、工事完了までに数年の期間を要するとともに多額の費用を要することなどから、小町通りや鎌倉芸術館通り等の実績のみとなっています。

このような中、国が2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせ、平成30年度に新たな無電柱化推進計画を策定したこと受け、神奈川県も無電柱化推進計画の策定を行ったことから、本市も無電柱化の推進に向け検討を進めてまいります。

サ タンデム自転車走行（二人乗り自転車。前に健常者、後ろに障害者）許可を警察署に働きかけて欲しい（現在長野、京都、鹿児島など12府県で公道走行可能）

(交通政策課)

タンデム自転車走行については、神奈川県道路交通法施行規則を所管する神奈川県警察におけるこれまでの検討の中では、安全性の観点から許可を行っていないとのことでした。

専用の自転車道が少なく、狭い道が多い状況であることから、鎌倉市としても市内全域でのタンデム自転車走行は難しいと考えておりますが、全国の動向を踏まえつつ、神奈川県警察との情報共有に努めてまいります。

シ 公共福祉機関、福祉施設の交差点には、音響信号機設置を警察署に働きかけて欲しい
(障害福祉課)

市内の音響信号機は、現在 17 箇所となっています。音響信号機の設置箇所は、神奈川県警で決定していますが、県内での新設箇所は、平成 29 年度 11 箇所、平成 30 年度 5 箇所であり、この中に鎌倉市で新設されたものはない状況です。神奈川県から音響信号機の設置要望に関する照会が毎年あることから、視覚障害者の方々の要望を聴きながら、神奈川県や管轄の警察署に提出をしています。引き続き、視覚障害者の方々の意見を聴きながら、神奈川県に設置要望をしてまいります。

ス 自転車の安全教室の強化など、自転車のマナー向上を警察署に働きかけて欲しい
(市民安全課)

本市では、交通ルールの習得と交通安全意識の醸成を図るため、警察と連携して心身の発達段階に応じた各種交通安全教室を開催しています。

自転車の交通安全教室につきましては、児童や生徒を対象に実施しているところですが、御提案のとおり、幅広い年代層に自転車マナーの普及啓発を進めるとともに、不法行為の可能性があるマナー違反者については、所轄警察署に指導、取り締まりの強化を働きかけていきます。

セ バス停の行先や経由を外付スピーカーにて必ずはっきりと明快に言って欲しいと、バス会社へ働きかけて欲しい

(交通政策課)

バス会社に確認したところ、行先や経由をスピーカーで伝える取組は既に実施しているとのことでした。

このため、バス会社に対し、取組の継続をお願いするとともに、目が不自由と思われるお客様が乗車される際にはより丁寧に対応するなど、より一層の取組を推進するよう、お願いしました。

ソ 駅ホームの可動柵設置を鉄道各社に働きかけて欲しい
(交通政策課)

駅ホームの可動柵（ホームドア）については、JR東日本の発表によると、大船駅、北鎌倉駅及び鎌倉駅を含む東京圏在来線の主要路線全駅について、2032 年度末頃までに

整備予定とのことです。

鎌倉市としては、鉄道事業者及び自治体で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」をはじめ様々な機会を通じて、早期設置の要望を行っておりますが、JR東日本からは、車両扉の位置が一定でないという課題があり、現状では困難なもの、早期設置に向けて検討を行う、との回答がありました。

また、江ノ島電鉄につきましても、鎌倉駅及び長谷駅について同様に要望を行っておりますが、こちらもドア位置が車両ごとに異なり、現状ではホームドアの設置が困難である、という回答を受けていることから、転落防止の安全対策について引き続き要請してまいります。

タ エスコートゾーン敷設して欲しい（モノレール深沢駅近く交差点、御成中学校交差点、山崎バス停交差点）（点字ブロックが敷設されていなくてもエスコートゾーン敷設できる）

（道路課）

エスコートゾーンについては、横断歩道と同様、交通管理者である警察が設置・管理することとなっているため、未設置箇所は、市から警察に働きかけてまいります。

なお、市では、平成30年度に鎌倉駅西口から鎌倉市福祉センターまでの間の点字ブロックの整備に併せて、鎌倉駅西口駅前広場で試験的にエスコートゾーンを設置しました。また、鎌倉駅東口駅前広場整備工事では、エスコートゾーンを設置することで警察と協議が整ったことから、今後、整備工事に合わせ設置してまいります。

チ 御成中の信号に音声信号機を設置して欲しい（鎌倉警察署から歩行信号機は電柱に設置出来ないので、と言われた）

（障害福祉課）

神奈川県から音響信号機の設置要望に関する照会が毎年あることから、視覚障害の方々の要望を聴きながら、御成中学校入口の音響信号設置についても、神奈川県や管轄の警察署に提出をしています。県の設置個所数に制限があることから、今後も引き続き設置要望をしていきたいと考えます。

(2) 福祉センター、障害福祉課関係

ア 市職員の福祉研修を（福祉課に限らず）通年して欲しい（誘導、移動介助、車いす介助）

（障害福祉課）

障害者差別解消法の職員対応要領については、市の新採用職員を対象とした研修や、中堅職員向け研修において、毎年実施しているところです。今後も研修内容について、所管する職員課とも協議しながら実施していきます。

イ 組織人事異動など変更が生じた場合は直ちに協会に知らせて欲しい

(障害福祉課)

人事異動などで担当が変わる場合には、個別のケースについては業務での関わりの中で担当をお伝えしているところですが、障害福祉課職員の異動については鎌倉市身体障害者福祉協会にお知らせしてまいります。

ウ 自立支援の同行援護自己負担額、日常生活用品負担額は、収入基礎は世帯収入ではなく障害者本人の収入で算定して欲しい

(障害福祉課)

同行援護については、国の制度であり自己負担額について全国同じ基準で定まっているものです。また、日常生活用品の自己負担額についても、従来国の制度から市町村事業になったものを引き継ぎ、世帯収入に応じ自己負担額を定めて実施しているところです。

厳しい財政状況を考慮し、今後もご本人を含めた世帯収入を基準にして自己負担をお願いすることで、給付制度を維持していきたいと考えます。

エ 市役所から手帳交付の際に福祉サービス（同行援護、鎌倉身障協会、作業所、相談支援事業所）情報提供をして欲しい

(障害福祉課)

障害者手帳を取得された方には、福祉サービスを案内する「福祉の手引き」をお渡ししており、その方に関係する箇所については、手帳交付時に説明をしているところですが、視覚障害の方については、情報取得が難しいことから、より丁寧な説明を行ってまいりたい。

オ 福祉課にケースワーカー配属されている事の周知をして欲しい

(障害福祉課)

障害者の相談窓口として、市に障害福祉課があることの周知については、関係機関が発行する冊子等にも掲載しており、引き続き周知をしてまいります。

カ 協会に所属せず自宅にいる視覚障害者が集まる機会作って欲しい

(障害福祉課)

協会に所属しない視覚障害者と協会に所属する視覚障害者との集まる場については、協会のご意見も伺いながら、研究してまいります。

キ 視覚障害者を対象にした地域活動支援センター設置して欲しい

(障害福祉課)

地域活動支援センターは、N P Oや社会福祉法人など民間団体が公費で運営しています。今後民間団体が、視覚障害者を対象とした地域活動支援センターの新たな設置意向が示された場合には、市としても協力してまいります。

ク 各公共施設の入り口に音声の設置して欲しい

(障害福祉課)

本庁舎には入口に機器を設置し、音声による案内をしているところです。その他の公共施設については、近隣の住宅への影響を考慮する必要があり、設置について個別に検討してまいります。

ケ 各公共施設のトイレの洋式を増やして欲しい（トイレ内1か所に誘導ブロックを敷設して欲しい）

(公的不動産活用課)

市役所本庁舎については、和式トイレを残してほしいという要望もあるため、一部の和式トイレを残しています。なお、令和2年（2020年）1月現在の本庁舎における洋式及び和式トイレの割合は次のとおりです。また、障害福祉課前のみんなのトイレについては、視覚に障害がある方に対し音声案内による誘導と点字付きの位置図による案内を行っています。

<和式・洋式トイレ割合>

	和式	洋式	計	洋式割合(%)
本庁舎男子トイレ	2	17	19	約 89.5
本庁舎女子トイレ	3	23	26	約 88.5
本庁舎多目的トイレ	-	3	3	100
本庁舎合計	5	43	48	約 89.6
第2分庁舎男子トイレ	-	1	-	100
第2分庁舎女子トイレ	-	1	-	100
第2分庁舎合計	-	2	2	100
第3分庁舎男子トイレ	1	1	2	50
第3分庁舎女子トイレ	2	2	4	50
第3分庁舎多目的トイレ	-	1	1	100
第3分庁舎合計	3	4	7	約 57.1

<和式箇所>

本庁舎2階 全員協議会室横トイレ：男子1、女子2

本庁舎1階 守衛室側トイレ：男子1、女子1

第3分庁舎トイレ : 男子1、女子2

コ 鎌倉図書館がサピエを各個人ダウンロード出来るシステムに、加入して欲しい

(中央図書館) 教育長答弁

中央図書館は、平成31年2月に加入した全国視覚障害者情報提供施設協会の運営する視覚障害者情報ネットワーク「サピエ」を利用し、全国の加入図書館等から蔵書、資料等を取り寄せ、貸出しを行う図書館サービスを行っております。

今回、ご要望いただきましたダウンロードできる施設会員への変更につきましては、

安全にサービスを運用していくための新たな設備が必要となることから、費用対効果なども含め、引き続き検討してまいります。

サ タクシー券を神奈川県内全てタクシー会社で使える様にして欲しい
(障害福祉課)

タクシー券は、市内及び近隣市のタクシー会社のうち、券の取扱いをする意向のあるタクシー会社と市とで契約を交わして使えるようにしております、利用範囲を拡大してきたところです。今後も鎌倉市利用券の取扱い意向が示されたタクシー会社と契約に努めてまいります。

また、タクシー券は各市の制度が異なっております、神奈川県内全てのタクシー会社での利用拡大については、市単位で個々に調整をしていくことは難しいことから、神奈川県に対し機会を捉え、本市同様にタクシー券を実施している他市町村で利用できるタクシー会社が統一できるよう、神奈川県から働きかけるよう要望をしてまいりたい。

シ 鎌倉教養センターをバリアフリーに (階段をスロープ、明るい照明に)
(高齢者いきいき課)

教養センターの1階にある和室及びお風呂に行くための階段部分のスロープ化について検討してまいります。

また、1階ロビーの照明設備については、令和元年5月にLEDに切替える修繕を行ったところです。それ以外の部分については、照明器具の劣化、故障に併せて順次対応してまいります。

(3)日常生活用具

ア 同居する人が居ても、障害者本人が必要として使用する、音声体温計、音声体重計を認めて欲しい

(障害福祉課)

現在、これらは視覚障害2級以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に認めているところであり、お一人世帯の方に配慮した給付を基準にしています。日常生活用具の給付制度を維持しつつ、研究してまいります。

イ 音声血圧計を日常生活用具に認めて欲しい
(障害福祉課)

国で実施していた日常生活用具の制度が、市町村事業になった際に、音声血圧計は国の制度の中になかったものです。市町村事業になってから10年以上経過していることから、お一人世帯の方については、今後検討してまいります。

ウ 障害程度が変わったらその時点での、耐用年数に関係なく考慮して欲しい
(障害福祉課)

障害程度が変更された際に、これまで使用していた日常生活用具が使用できる場合には、使用していただくこととしています。しかし障害程度の変更により、これまでの日常生活用具の利用では生活に不具合が生じる際には、個別に御相談をいただき、状況に応じた日常生活用具の給付を行っております。

エ プレクストークなど、故意でない修理のときには耐用年数に関係なく修理代も認めて欲しい

(障害福祉課)

プレクストークに限らず日常生活用具については、用具を購入する場合を給付の対象としており、修理については対象外としています。なお、故意でない破損で修理不能な場合には、対応できる場合もありますので、個別に御相談していただきたいと考えます。

オ 色別音声機を日常生活品に認めて欲しい

(障害福祉課)

色別音声機については、日常生活用具として神奈川県内の多くの市町村でも支給対象としている状況であり、今後の用具としての普及状況や他市の給付状況などについて研究してまいります。

カ OA周辺機器の補助拡大（現在5年5万円だが、パソコンのバージョンアップ早いため、5年では対応しきれない、耐用年数の短縮化して欲しい）

(障害福祉課)

使用的するパソコンを更新することで、使用できなくなったパソコン周辺機器やソフトについては、耐用年数を待たずに、新たに日常生活用具として給付できるものとしています。

キ 音声付スマホも日常生活支援用具給付対象品に認めて欲しい（音声パソコンと同様にできる為）

(障害福祉課)

情報OA周辺機器については、パソコンに接続して機能を発揮するのですが、音声付スマートホンはそれ自体が周辺機器と一体となっており、情報OA周辺機器として給付対象としていません。またスマートホンは、障害のある方もない方も一般的に利用されているものであることから、日常生活支援用具の給付対象としているものではありません。

(4) 情報提供

ア 公的機関からの文章の点訳、音訳、拡大を公的に行って欲しい

(障害福祉課)

点訳については、今年度障害福祉課において点字プリンターを購入しましたので、点字で概要を伝えるなどの個別の対応を進めてまいりたい。

また音訳や拡大については、障害福祉サービスの居宅サービスのなかで文章を読むことで対応しているところですが、自立的な生活を行う観点から、予算の範囲内で今後検討をしてまいります。

イ 暮らしのガイドブックの点字、音訳、拡大作成して欲しい

(広報広聴課)

暮らしのガイドブックについては、事業者との協働事業で発行しており、事業者が広告収入により作成・配布に係る一切の費用を負担しています。点字、音声版の作成について事業者と協議しましたが、作成・費用負担などから実施には至りませんでした。

次回暮らしのガイドブックを作成する予定の令和2年度(2020年度)において、点字・音声・拡大の可能性を検討いたします。

ウ 点字プリンター機器設置して欲しい

(障害福祉課)

今年度、障害福祉課において導入しましたので、活用してまいります。

エ 中学校教師の教科書点字作成は、公的に行って欲しい

(教育総務課) 教育長答弁

中学校教師の教科書については、これまで点訳作成を行っています。来年度、中学校は新しい教科書を採択する年であり、採択される教科書についても、点訳を行う予定としています。

(5)防災、住まい

ア 防災の避難訓練の障害者参加実施して欲しい

(総合防災課)

市主催の避難訓練は、土砂災害避難訓練、海水浴場津波避難訓練、沿岸部一斉津波避難訓練等を行っています。また、市内の自治会町内会が自主的に実施する、自主防災組織の避難訓練も隨時行われています。

いずれの訓練においても実施が予告され、訓練参加を呼び掛けられています。訓練には、避難に配慮が必要な方の参加もいただいているところです。

迅速・確実な避難行動に結びつけるため、また、地域における多様性を認識し共有するため、積極的な訓練参加を今後も呼び掛けてまいります。

イ 避難所内のバリアフリー

(総合防災課)

災害時の避難生活に配慮が必要な方への対応は、鎌倉市立の小中学校に開設される避難所で対応が可能となるよう、資機材の充実やバリアフリーを図るよう努めており、施設管理者とも協議しながら今後も引き続き取り組んでまいります。

ウ 鎌倉市内で65才以上の健康な視覚障害者の老人ホーム、グループホームが欲しい
(高齢者いきいき課)

現在、市では老人ホーム、グループホームを持っておらず、健康な人向けの老人ホーム、グループホームの建設の予定もありません。御要望にある、健康な視覚障害者の施設については、民間施設での対応となり、今後、民間施設建設の意向が示された際には、可能な範囲で市も協力をしてまいります。

エ 防災の為の障害者の登録方法の確立
(総合防災課)

災害対策基本法第三節「避難行動要支援者名簿の作成等」第四十九条の十から第四十九条の十三において、避難行動要支援者名簿の作成・名簿情報の利用及び提供・名簿情報を提供する場合における配慮・秘密保持義務が定められています。

このため、本市では平成27年度から身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、精神障害保健福祉手帳1級になられた方などに対し避難行動要支援者名簿への登録に係る意向確認書を年1回郵送し、総合防災課で隨時受け付ける等の体制を確立しています。

(6) 支援者の養成、自己啓発

ア 福祉教育の推進と予算の増額して欲しい(マナー、福祉向上は、子供の時からの福祉教育)

(教育総務課) 教育長答弁

視覚障害や聴覚障害の方の講習会も含めた福祉教育については、当事者の御協力のもと、各学校の教育課程の中で実施しており、今後も関わる予算を確保し、継続していきます。

イ 音声ソフトを使用したパソコン、スマホ、ボランティア指導者の育成
(障害福祉課)

福祉に関わるボランティアは、福祉業界の人材不足の中で、重要な役割を担っていると考え、ボランティアの育成については必要であると認識しています。

指摘いただいたボランティアの養成等も含め、ボランティアの育成については、社会福祉協議会と連携しながら、取り組んでまいります。

ウ 朗読ボランティアの養成
(障害福祉課)

朗読ボランティアは、専門性の高いボランティアであり、特別な研修を受けた方のみが行えるものと認識しています。朗読録音奉仕会で実施する研修を市でも周知するなど、市が支援できることを検討してまいります。

エ 音声パソコン、音声付スマホ講座、点字教室の開設

(障害福祉課)

音声パソコン、音声付スマホの御利用については、専門機関（県ライトセンター）で個別に相談に応じていると認識しております。講座などについては今後研究してまいります。

点字教室に関しては、点訳赤十字奉仕団が実施する点訳者養成講座を周知することで支援してまいります。

オ 視覚障害者の地域支援センターでのパソコン教室開設

(障害福祉課)

地域活動支援センターは、一般企業等で働くことが難しい障害者の日中活動をサポートする施設で、民間の部屋を借り、限られた狭いスペースと少ない職員で通所者のために創作的活動などの事業を実施しています。現在市には、視覚障害を専門とした施設がなく、地域活動支援センターの中には設置する場がないことから対応は難しいと考えます。視覚障害を対象としたパソコン教室については実施方法等を研究してまいります。

カ ガイドヘルパーの量的、同行援護支援事業所の質的な向上を計画的に必要な支援が得られるよう改善を進めて欲しい

(障害福祉課)

同行援護などの障害福祉サービスは、職員体制など国の基準をクリアした事業所が県の指定を受け事業をしています。事業所の質的な向上について、県は適正なサービスが提供されるよう監査や実施指導を行っているところであり、市としても県と連携してまいります。

キ 福祉人材の育成のために資格の助成をして欲しい（過去横浜市は市内事業所に登録した人に資格助成制度が有り）

(障害福祉課)

福祉業界の人材不足が続く中で、障害福祉サービス提供事業所の職員定着や職員確保は課題であると認識しています。安定したサービス提供体制の確保につながるような支援策を検討してまいります。

ク 従業員研修（誘導、介護研修）を隨時実行するように事業所に指導して欲しい

(障害福祉課)

同行援護などの障害福祉サービスの事業所は県が指定し、実地指導をしており、事業者も独自に研修に取組んでいるところです。65歳以上の方が利用される介護保険サービスの事業所でも職員の研修等は実施しており、サービスの質が維持されるよう県と連携してまいります。

ケ 障害者雇用数は、障害一律でなく、障害別に表示して欲しい
(障害福祉課)

ハローワークの統計による神奈川県内の身体障害者及び知的障害者、精神障害者の障害者雇用者数は把握していますが、市町村毎の雇用者数は公表されていないことから、鎌倉市分のみの把握は困難となっています。また、障害種別の雇用者数については、ハローワークでも集計をしていません。

しかし、障害者二千人雇用センターを通じて一般就労した障害者分については、障害種別を確認できることから、令和2年度においては、確認できる範囲で障害種別毎による雇用数を表示してまいります。

(7) 鎌倉市役所移転の対処

ア 新市役所周辺の交差点の音声信号、電柱の地中化、点字ブロック、エスコートゾーン設置

イ 新市役所周辺の道路の整備
(深沢地域整備課)

深沢地区の整備においては、まちづくりのテーマである「ウェルネス」を実現するために「まちの将来像3つの視点」を定めました。まちの将来像3つの視点のうち、「あらゆる人と環境にやさしいまち」では、持続可能で、災害に強い、多様な人々が安心して暮らせるまちづくりを目指し、将来の社会環境の変化にも柔軟に対応した都市設計や人々の憩いの空間の充実を図ることとしています。

特に、新本庁舎に面する道路については、既存の道路を拡幅し、歩道も整備し、新本庁舎にスムースに移動できるよう努めます。また、一部の道路においては、一般自動車の交通を制限し、移動しやすいまちを創ります。

ウ 対人対応に必ずして欲しい
(公的不動産活用課)

新たな本庁舎における窓口のあり方等については、ワンストップサービス（コンシェルジュ）や将来的なAIの技術等を捉え、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、共生社会の実現といった考え方を踏まえて、今年度から具体的な検討を進めています。現時点では、新しい技術等を使いながら、職員による窓口対応も継続していくことを考えています。

エ 市役所移転に伴い、福祉センターの新築、移転などの対処
(公的不動産活用課)

今年度から検討を開始する本庁舎移転後の跡地の利活用において、中央図書館や生涯学習センターのホール・ギャラリー機能などの公共施設の再編と併せて検討する予定です。